

登録コード	J6220200	開講年度	2026				
授業科目	刑事訴訟法				担当教員	丸橋 昌太郎 他	
英文授業名	Criminal Procedure				副担当	岡野 匡将	
単位数	4	講義期間	前期	曜日・時限	木曜・3時限 木曜・4時限	対象学年	(20・23カリ対象科目)法:2年
講義室	経法第1講義室		授業区分	講義	遠隔授業科目		
信大コンピテンシー	非該当						
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」				【授業の達成目標】		
	経法23加(2026改)・総合法律, 経法23加・総合法律, 経法20加・総合法律						
	法学の専門領域の基礎能力として、リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。				・リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な刑事訴訟法に関する基礎的な法概念や理論、判例について説明することができるようになる。		
	経法20加・総合法律						
	行政や企業などの法務の現場で、法学の基礎理論がどのように機能しているかを理解した上で、実際に法的な問題点を見つけ出し、分析し、法令の正しい理解に基づいて、基準の適用、書類の作成、ルールの設計などを行うことで、法的な解決策や予防策を実践的に企画・立案・実行できる能力を身につける。				・法務の現場において刑事訴訟法の基礎理論がどのように機能しているかを理解した上で、実際に法的な問題点を見つけ出し、その解決・予防方法の内容や実践の過程について説明することができるようになる。		
(2)授業で学べる「テーマ」	地域運営						
(3)全学横断特別教育プログラム	ストラテジー・デザイン人材養成コース、ライフクリエイター養成コース						
(4)授業の概要	わが国の刑事訴訟法の基礎理論を取り扱い、刑法を実現していく手続論の基礎を身につけさせることを目的とする。 刑事訴訟法は、犯罪発生から刑罰権行使までのプロセスを規律する法である。 受講生の多くは、捜査と言えば、刑事ドラマか、テレビ報道で見られるような不当な捜査を思い浮かべると思う。しかし、現実の捜査は、刑事ドラマのように、派手で単純ではなく、また、テレビ報道で取り上げられるような不当な捜査ばかりではない。 本講義は、現実の捜査を理解し、現代社会において犯罪捜査や刑事裁判が果たすべき役割を考える基礎を身につけることができる。具体的に、警察官と検察官の役割の違いは何か、裁判官と何が違うのか、「不起訴処分」とはどういう意味を持つのか、物証と人証は何が違うのか、人から聞いた話は証拠として扱えるのか、裁判員は具体的に何を判断しなければならないのか、なぜそれを判断できると言い切れるのか等について理解を深めることができる。 本講義は、経済学部ディプロマポリシー[法律学、政治学の基礎知識の体系的理解]を身につけることを目的とするものである。 わが国の刑事訴訟法のうち、第一編総則および第二編第一章捜査、第二編ないし第六編(第二編第一章を除く)に関わる基礎理論を取り扱い、刑法を実現していく手続論の基礎を身につけさせることを目的とする。 前半は、主として捜査を取り扱い、後半は、主として公判を取り扱う。捜査では、刑事手続の全体像をイメージさせながら、捜査の基本構造を理解させたうえで、任意捜査各論、強制捜査各論を見る。公判では、公判手続、公訴の基本原則、訴因制度、証拠法、上訴、裁判員法を理解させる。その際には、判例、学説を踏まえて、基本条文、基礎概念を理解させることを中心とする。						
(5)授業計画	1 刑事訴訟法とは何か 2 刑事手続の基礎 3 捜査法の概要 - 任意捜査と強制捜査の区別 4 任意捜査(1)職務質問・所持品検査 5 任意捜査(2)写真撮影・防犯カメラ 6 任意捜査(3)宿泊を伴う任意の取調べ・おとり捜査 7 逮捕・勾留(1)(逮捕・勾留の概要、要件) 8 逮捕・勾留(2)(逮捕・勾留の諸問題) 9 搜索・押収(1)(令状による搜索・押収) 10 搜索・押収(2)(令状によらない搜索・押収) 11 新たな捜査手法 12 検証・鑑定・身体検査・体液採取 13 被疑者の取調べ(1)(取調べの手続、取調受忍義務論) 14 被疑者の取調べ(2)(被疑者の権利) 15 取調べの可視化論 16 公判の基本原則 17 公判期日の手続 18 公訴の提起 19 訴因制度 20 訴因変更、その可否と要否 21 証拠法総説 22 証拠制限と証拠禁止 23 自白法則 24 伝聞法則 25 伝聞例外 26 公判の裁判 27 上訴 28 非常救済手続						

(5)授業計画	29 裁判員法(1) 30 裁判員法(2)、授業アンケート 期末試験
(6)成績評価の方法	期末試験（70点）とレポート（30点）による。 成績評価は、絶対評価（60点～可、70点～良、80点～優）と相対評価（上位10名を秀）とする。
(7)成績評価の基準	刑事訴訟法に関して、必要最低限の知識と考え方を身につけており、授業中に示される事例の問題点を指摘できるようになれば、授業の達成目標に達したといえる（60～69点）。過不足のない知識を身につけ、授業中に示される事例を理論的に分析できるようになれば、水準よりも上回る（70～79点）。十分な知識を身につけ、授業中に示される事例を理論的に分析でき、解決まで考えられればさらにその水準を上回る（80～89点）。それ以上の理解・分析・解決ができ、実生活で実践できれば卓越している（90点以上）。
(8)事前事後学習の内容	予習用の資料を作成するので、授業前に各自目を通した上で、参加すること。
(9)履修上の注意	教科書、判例百選による事前学習が求められる。とりわけ関連条文、関連判例の事実、を読んでから臨むこと。また刑法を履修していることが望ましい。 適宜、オンデマンド動画も活用する。
(10)質問,相談への対応	授業内のワークシートに質問欄を設けるので、その質問については授業内で答える。個別の質問については、授業終了後に、時間を取る。
【教科書】	基本書 吉開多一ほか『基本刑事訴訟法I 手続理解編（基本シリーズ）』（2020年） 刑事訴訟法判例百選 第11版(発売予定)
【参考書】	池田修＝前田雅英『刑事訴訟法講義』（東大出版会）（最新版を購入してください。） 酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣、2015年）